

規制に係る政策評価の点検結果 (令和2年度分)

令和4年3月
総務省行政評価局

■ 規制の政策評価の点検の目的

- 各行政機関は、法律又は政令により規制を新設又は改廃する際、政策評価法（注）及び同法施行令において、事前評価を実施することが義務付けられている。（注） 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）
- 規制の政策評価は、①発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること、②国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し説明責任を果たすことを目的としており、各行政機関における適正な実施が確保されるよう、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が定められている。
- 本点検は、平成29年度に改正されたガイドラインに沿って各府省における規制の政策評価が適切に実施されるよう、各府省の評価の実施状況を把握し、改善に向けた具体的な手法の提示や推奨事例の横展開による評価レベルの向上を図るとともに、更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するもの

○ 各府省が令和2年度に実施した規制の政策評価は、事前評価118件、事後評価39件の計157件であり、これらについて、ガイドラインを踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき以下の項目の実施状況を中心に点検（義務付け対象外の省令による規制1件を除く。）

- ① 費用及び効果の金銭価値化・定量化が行われているか
- ② EBPMの観点を踏まえたロジック（課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等）が記載されているか
- ③ 規制の検討段階等において事前評価（費用や効果など評価書の要素）が活用されているか
- ④ 事前評価書への事後評価の実施時期及び指標が明示されているか

※ 個々の規制の政策評価書について、必要な記載がなされているかの点検を行うとともに、定量化のための具体的な手法の提案や、個別事情の聴取などを実施

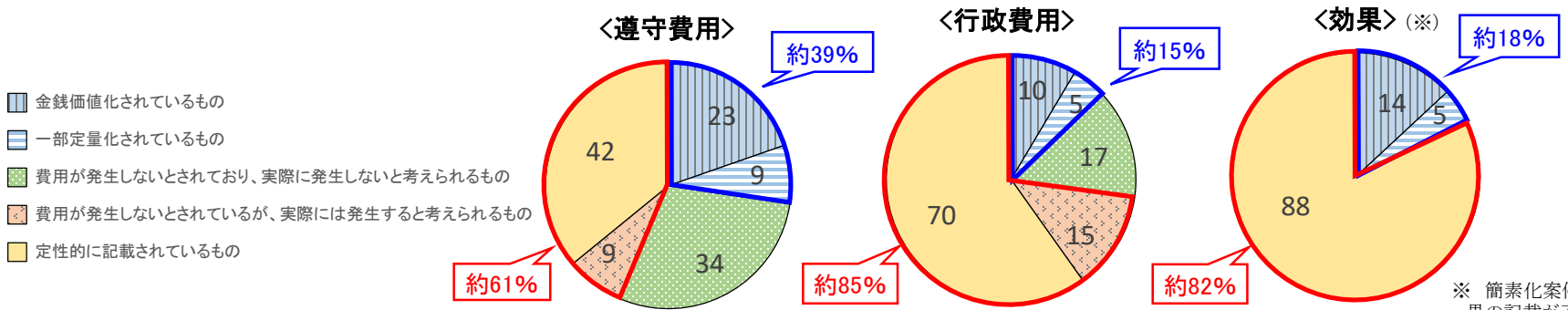
【点検項目①】事前評価における費用及び効果の定量化の状況

○ 規制を受ける側のコストである「**遵守費用**」については、ガイドラインにおいて「**少なくとも定量化する**」こととされているが、**令和2年度の点検対象のうち、遵守費用の金銭価値化又は定量化がされているもの(定量化率)は約39%と、昨年度と同程度の水準にとどまっております、伸び悩みがみられる。**

注1) 定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないものうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している(以下同じ)。
 注2) 遵守費用の定量化率の推移:平成30年度約18%⇒令和元年度約40%⇒令和2年度約39%

○ また、「**行政費用**」の定量化率は約15%、「**効果**」の定量化率は約18%と、いまだ低い水準にとどまっている。

○ 費用・効果の定量化がされていないものの中には、規制の対象者や対象物の規模、構造等が異なるため正確な推計が困難であるとして、定性的に記載しているものが多くみられた。

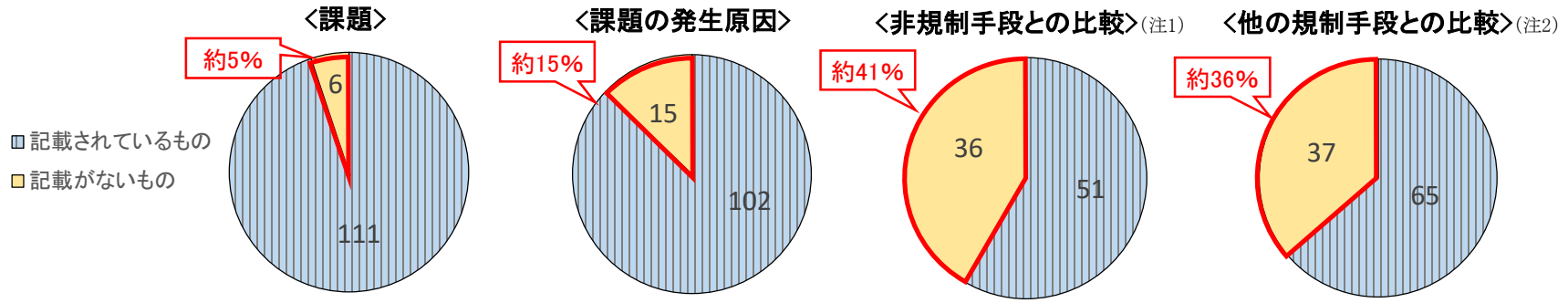


【各府省への主な指摘等】

- **費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示し、今後実施する事後評価や類似の評価への活用を図るよう指摘**
 - ・発生すると考えられる費用項目を具体的に提示し、費用及び効果の推計を求めたもの 16件
 - ・事業者による申請等に係る費用や事務負担について試算方法を具体的に例示し、推計を求めたもの 46件
 - ・費用の検証のため、事業者等に積極的にヒアリングを行うよう求めたもの 29件
- **特に遵守費用については、定量化できない場合には、その理由を詳しく説明**するよう指摘

【点検項目②】EBPMの観点を踏まえたロジックの説明に関係する記載の状況

- EBPM(証拠に基づく政策立案)が重視されている状況を踏まえ、政策のよって立つ論理を明確に説明するために必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載状況について確認
- 政策目的を明確にするための「課題の発生原因」の記載が明確でないものや、選択すべき手段を検討するための「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載について、所要の記述がされていないものがいまだ相当数みられた。



注1) 緩和・廃止等の案件は、記載不要と考えられるものがあるため、合計値が一致しない。
 注2) 簡素化案件は効果の記載が不要であるほか、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な代替案が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。

【各府省への主な指摘等】

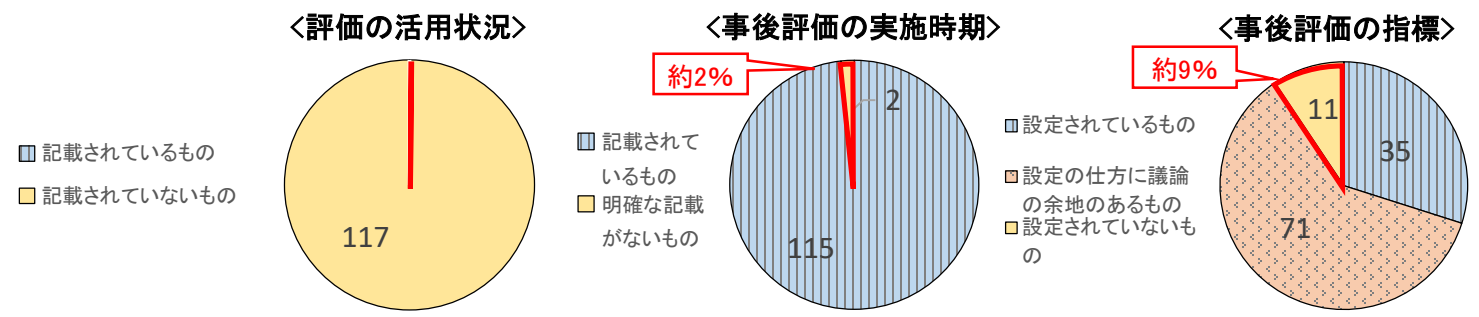
- (「課題」及び「課題の発生原因」について)
 - **規制の導入前に生じている支障及びその発生原因**を明確に記載するよう指摘
- (「非規制手段との比較」及び「他の規制手段との比較」について)
 - **規制以外の手段**(注3) **及び他の規制手段**(注4)による**メリットとデメリット**などを明らかにし、当該規制手段を選択することの**妥当性を説明**するよう指摘

注3) 補助金交付等による経済的手段、業界の自発的取組、行政指導、行政側の広報・啓発等
 注4) 規制をかける事業所の従業員規模を「300人以上」にする場合と「200人以上」にする場合による影響の違いや、「届出制」と「許可制」との違いなど

【点検項目③】規制の検討段階等における評価の活用状況

【点検項目④】事後評価の実施時期及び指標の明示状況

- 事前評価において、規制の検討段階等における「評価の活用状況」(費用や効果等に関する評価の活用の状況)が記載されているものはなかった。
- また、「事後評価の実施時期」については、ほとんどの評価書に記載がなされていたが、事後評価時に使用する「指標」を明記していないもの、指標の設定の仕方に疑義があるものが一定数みられた。



【各府省への主な指摘等】

- 規制の事前評価書案又は費用や効果に関する「具体的な数値」を審議会・検討会、関係者との調整過程の中での議論のたたき台として活用するなど、規制の検討段階等において**事前評価の内容の活用**を図るよう指摘
- 事前評価書において、**事後評価時に使用する指標（効果だけでなく、発生した遵守費用や行政費用も把握可能な指標）**を列挙し、把握する方法とともに明示するよう指摘

(参考) 規制に係る政策評価書の作成状況(各府省別・令和2年度)

府省庁名	事前評価	事後評価	合計
内閣府	1	0	1
国家公安委員会・警察庁	4	7	11
個人情報保護委員会	1	0	1
金融庁	10	8	18
消費者庁	1	0	1
総務省	4 (注2)	0	4
法務省	4	0	4
財務省	3	0	3
文部科学省	1	2	3

府省庁名	事前評価	事後評価	合計
厚生労働省	14	0	14
農林水産省	8	2	10
経済産業省	6	0	6
国土交通省	59	19	78
環境省	6	0	6
原子力規制委員会	0	1	1

事前評価	事後評価	合計
118	39	157

注1) 複数省庁が共管している規制については、所管省庁それぞれにカウントしているため、合計値は一致しない。

注2) 義務付け対象外の省令による規制1件を含む。

(参考) 規制に係る政策評価書の点検結果(前年度分との比較)

(単位:件)

事前評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされているが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	小計((c)を除く。)	計
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化)	令和2年度	23 (27.7%)	9 (10.8%)	34(-)	9 (10.8%)	42 (50.6%)	83 (100%)	117
		令和元年度	27 (28.7%)	11 (11.7%)	43(-)	3 (3.2%)	53 (56.4%)	94 (100%)	137
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	令和2年度	10 (10.0%)	5 (5.0%)	17(-)	15 (15.0%)	70 (70.0%)	100 (100%)	117
		令和元年度	12 (11.0%)	7 (6.4%)	28(-)	19 (17.4%)	71 (65.1%)	109 (100%)	137
	効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和2年度	14 (13.1%)	5 (4.7%)	0(-)	0 (0.0%)	88 (82.2%)	107 (100%)	107
		令和元年度	36 (28.6%)	5 (4.0%)	0(-)	0 (0.0%)	85 (67.5%)	126 (100%)	126
	評価の活用状況	年度	記載されているもの			記載されていないもの			計
		令和2年度	0(0.0%)			117(100.0%)			117
		令和元年度	0(0.0%)			137(100.0%)			137
事後評価の実施時期	年度	記載されているもの			明確な記載がないもの			計	
	令和2年度	115(98.3%)			2(1.7%)			117	
	令和元年度	127(92.7%)			10(7.3%)			137	
事後評価の指標	年度	設定されているもの		設定の仕方に議論の余地のあるもの		設定されていないもの		計	
	令和2年度	35(29.9%)		71(60.7%)		11(9.4%)		117	
	令和元年度	37(27.0%)		76(55.5%)		24(17.5%)		137	

事後評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされているが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	小計((c)を除く)	計
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化)	令和2年度	5 (27.8%)	4 (22.2%)	21(-)	1 (5.6%)	8 (44.4%)	18(100%)	39
		令和元年度	22 (66.7%)	3 (9.1%)	25(-)	2 (6.1%)	6 (18.2%)	33(100%)	58
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	令和2年度	1 (4.8%)	4 (19.0%)	18(-)	3 (14.3%)	13 (61.9%)	21(100%)	39
		令和元年度	7 (18.9%)	4 (10.8%)	21(-)	1 (2.7%)	25 (67.6%)	37(100%)	58
	効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和2年度	4 (10.8%)	9 (24.3%)	1(-)	0 (0.0%)	24 (64.9%)	37(100%)	38
令和元年度		3 (5.7%)	39 (73.6%)	4(-)	0 (0.0%)	11 (20.8%)	53(100%)	57	

注1) 効果については、簡素化案件では記載が不要であるため、合計値が一致しない。

注2) 定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないものうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している。

費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている事例

規制名：特殊肥料同士を配合した肥料の特殊肥料指定及び品質表示基準

府省名：農林水産省

法令名：肥料取締法施行令の一部を改正する政令等案

規制区分：拡充、緩和

【課題】

肥料の低コスト化を含め、農家のニーズに応じた柔軟な肥料生産の妨げとなっており、さらに、複数の特殊肥料を一度に散布するという効率的な農作業が困難である。

【発生原因】

現行制度においては、特殊肥料同士を配合した肥料は生産できない。

【非規制手段との比較】

複数の特殊肥料を用いる農家の利用目的は多様だが、例えば「安価な肥料成分」を期待する場合、肥料成分が同様に含まれる化学肥料を特殊肥料の価格帯まで押し下げよう、差額分を補助金として給付する政策が挙げられる。

しかし、肥料価格はその原料の国際市況の影響を受けるなど差額分を定めることが非常に困難であるほか、低コスト化に向けた企業競争が阻害される懸念がある。

【規制内容の度合いの比較】

表示基準を定めることについては、表示に代えて、消費者が肥料成分等の情報を請求できる制度を創設することが想定される。その場合、改正案において記載した成分の検査費用(180万円)だけでなく、生産業者及び販売業者が、ロットごとに生産に係る情報を長期にわたり帳簿をつける等により保管し、問合せに対応する必要が生じ、(中略)合計で約633万円かかり、改正案よりも大きな遵守費用となる。

規制案の内容

- (1) (2) のように生産を認める前提として、当該配合肥料の適正な流通のため肥料成分等に関する品質表示基準を定める。
- (2) 特殊肥料同士を配合した肥料を特殊肥料として指定する(告示)ことで、生産を認める。

【費用(総額):約210万円】

<遵守費用：生産及び販売に当たって、成分含有量等の品質表示基準を遵守するための費用>

○181万4,000円 \div 7,200円 \times 252銘柄

- 実際に含まれる肥料成分を分析する費用:1銘柄当たり7,200円
※日本土壌協会HP
- 増加見込み銘柄数:約252銘柄

<行政費用：新規に届出される肥料について、その監督に要する費用(法令の遵守状況等を確認するための立入検査等)>

○26万円 \div 2万1,000円 \times 252銘柄 \times 0.05

- 人件費:約2万1,000円(立入検査1銘柄ごと)
- 立入検査における抽出率:約5%

<間接的影響>

- 農地への有機物の投入が増加し、いわゆる「土づくり」が進むことにより、作物の農地当たり生産量及び品質向上へつながることが期待される。

【便益(総額):約31.5億円】

<施肥に係る作業の省力化や生産費の抑制>

○1.1億円 \div 3万3,600円 \times 3,300ha

- 施肥に係る作業時間の削減:2.4時間/10a \rightarrow 1.2時間/10a
※ やまがたアグリネット
- 施肥に係る労務単価:2,800円/時間
- 削減される施肥に係る労務量:3万3,600円/1ha
- 今後5年間で特殊肥料同士を配合した肥料が施肥される農地の面積:3,300ha

<化学肥料を用いた場合と比べて抑制される生産費>

○30.4億円 $=$ 6,400万kg \times (125 \times 0.4 $-$ 2.5)

- 灰由来特殊肥料※1の全量が配合肥料と利用された場合、灰由来特殊肥料を同じ成分量の化学肥料※2を原料として用いた場合と比べたもの(肥料の価格や成分量については、一般的な値として事業者から聞き取ったもの)
※1 例:バイオマス燃焼灰(約2.5円/kg、カリウム成分含有率約20%)
※2 塩化カリウム(一般的に約125円/kg、カリウム成分含有率約50%)

効果
が
費用
を上
回る
こと
を
定
量
的
に
説
明

【規制(改正)案の確定】

令和2年7月31日閣議決定
令和2年12月1日施行

【事後評価】

実施時期：施行後5年を目途として事後評価を実施する。
指 標：特殊肥料同士を配合した肥料の生産量

個別推奨事例

【事前評価】

- 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例……………P9
- 行政費用が金銭価値化・定量化されている事例…………… P14
- 効果が金銭価値化・定量化されている事例…………… P16
- 効果が金銭価値化・定量化されている事例（緩和により削減される費用を便益として推計）…… P19
- 事後評価の指標が具体的に設定されている事例……………P21

【事後評価】

- 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例…………… P22
- 行政費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例…………… P24
- 効果が実績値により金銭価値化・定量化されている事例…………… P25
- 「副次的な影響及び波及的な影響」が具体的に把握・検証されている事例……………P27
- 事前の予測及び事後の実績を比較して、かい離の理由も含めて効果を検証している事例……………P28

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例

① 内閣府：預貯金口座の管理等のための個人番号利用に係る所要の措置の義務付け（新設） （預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案）

○ 規制の概要

預貯金者本人の同意を前提に、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組み等を設けるとともに、相続時や災害時に口座の所在を確認できる仕組みを設け、手続の際の負担軽減を図り国民の利便性を向上させることにより、国民の理解を得る観点から、金融機関に対し、以下の義務を課すものとし、預貯金口座への付番を進めるものである。

- (1) 預貯金契約の締結等の際に、預貯金者に対し、預貯金口座への付番の意思の有無を確認する。その際、利用目的（相続時又は災害時に、預貯金者又は相続人が口座情報を確認できるようになること、法令に基づく支払調書の提出等の際に利用され得ること）を説明する。
- (2) 預貯金者が上記（1）の確認に対して個人番号の付番を承諾した場合等は、本人特定事項を確認するとともに、他の金融機関が管理する預貯金口座への付番の意思を確認し、預貯金者が承諾したときは、預金保険機構に対し、当該預貯金者の本人特定事項等を通知する。
- (3) 預貯金者又は預金保険機構から個人番号の提供又は通知を受けた場合は、当該預貯金口座を個人番号により検索可能な状態で管理するとともに、当該管理を開始したときは、預貯金者に金融機関名等を通知する。等

費用要素	算定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関における窓口等の対応 ・金融機関が預金保険機構に通知するためのシステム整備 ・預貯金口座を個人番号により検索可能な状態で管理を開始するとともに、預貯金者に金融機関名、名義人などを通知するための費用 	対象数：対象となる金融機関の数は約1,200である。

② 警察庁：危険行為に関する規定の整備（拡充） （道路交通法施行令の一部を改正する政令）

○ 規制の概要

道路交通法上の「危険行為」に、妨害運転を加え、当該行為をした一定の要件を満たす自転車の運転者に対し、自転車運転者講習の受講を命ずることができることとする。

費用要素	算定方法
講習の受講に係る手数料	講習1時間当たり2,000円 ・ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）において定められた標準の手数料：講習1時間当たり2,000円

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

③ 個人情報保護委員会：学術研究機関等に対する個人情報の取扱いに係る規律の適用（拡充） （個人情報の保護に関する法律）

○ 規制の概要

制度改正前においては、一律に法の適用が除外されている学術研究機関等が学術研究目的で個人情報の取扱いを行う場合の義務等について、個別の義務規定ごとに例外事由を定めることとする。具体的には、個人情報の利用や提供の場面における、規律の適用について例外を認めなければ典型的に実施困難な研究活動が生じる規律については、引き続き例外的な取扱いを認める一方、保有個人データの開示請求等については法に基づき対応しなければならないこととする。

費用要素	算定方法
保有個人データの開示請求件数	単価：1事業年度当たり13件/法人 ・保有個人データの開示請求件数は、 民間の学術研究機関等と同視し得る独立行政法人等の実績を基に算出 ※ 「平成30年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について」（総務省行政管理局）を基に算出

④ 総務省：基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備（新設） （放送法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

公衆が、基幹放送の業務等の休廃止をあらかじめ把握することができるよう、有料放送事業者以外の基幹放送事業者に対し、当該休廃止を公表する義務を課すこととする。

費用要素	算定方法
休廃止を公表するための費用	対象数： 2を上回るものではない。 ・基幹放送事業者が、その基幹放送の業務等の休廃止をしようとするときにその旨を公表するための費用が発生するが、その経営悪化の現状において、 当該休廃止が増加するとしても、地域放送を行う地上基幹放送事業者について令和2年中に廃止された社数である2を上回るものではない と考えている。

⑤ 法務省：相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化（新設） （民法等の一部を改正する法律案（仮称））

○ 規制の概要

相続登記及び住所等変更登記の申請を義務化する。

費用要素	算定方法
登録免許税の負担	約120億円程度＝約24万件×約5万円 ・登記申請件数：約24万件 ・1件当たり費用：約5万円

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

⑥ 厚生労働省：衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスクの購入価格を超える価格での譲渡の禁止（新設）
 （国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案）

○ 規制の概要	
衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクを購入した者が、当該衛生マスクを購入価格を超える価格で転売することを禁止する。	
費用要素	算定方法
転売による売上げの喪失（機会費用）	2月27日時点で、7枚入りマスクの小売価格は約370円（1枚当たり約53円）であるところ、インターネットにおいてはその数倍以上での取引が確認されている（例えば、オークションサイトでは、マスク900枚で16万6,000円（1枚当たり約184円）で入札が行われている事例があった。）。

⑦ 厚生労働省、経済産業省及び環境省
 ：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の指定化学物質の見直し（拡充）
 （特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案）

評価実施時期：令和2（2020）年 11 月

○ 規制の概要	
化管法の対象化学物質の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定化学物質（PRTR制度及びSDS制度の対象）を516物質に見直し（現在462物質） ・第二種指定化学物質（SDS制度のみ対象）を134物質に見直し（現在100物質） 	
費用要素	算定方法
① 第一種指定化学物質の取扱量、排出量、移動量の把握	① 単価：1,500万円程度（1事業所当たり） <ul style="list-style-type: none"> ・把握のコストは一概には言えず、追加的なコストは限定的と考えられるが、一部事業者からの聞き取りでは、新たに把握が必要となる場合、年間の取扱量の把握は、本法令への対応のほかISO14001における環境側面の特定及び評価に対しても行う必要がある、その場合初期費用として、例えば、1事業所当たり1,500万円程度が見込まれる。
② PRTR の届出	② 単価：500万から1,000万円（1事業所当たり） <ul style="list-style-type: none"> ・届出のコストは定量的な推計は困難であるが、一部事業者からの聞き取りでは、コンピュータシステムで管理している事業者において、改正に合わせたシステム改修費用として、例えば、1事業所当たり500万から1,000万円が見込まれる。
③ 指定化学物質等を他の事業者に譲渡等する際のSDSの作成・交付業務	③ 単価：数万円から数十万円程度 <ul style="list-style-type: none"> ・一部事業者からの聞き取りでは、例えば、新たなSDSの作成には1製品当たり3～6か月程度の期間と、数万円～数十万円程度の費用が必要であり、約1,700の製品が対象となるとのことである。

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

- ⑧ 厚生労働省、経済産業省及び環境省
 : 製造・輸入・使用を制限する化学物質、輸入を禁止する製品及び基準適合義務・表示義務を課す製品の指定 (拡充)
 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案)

○ 規制の概要

2・2・2-トリクロロ-1- (2-クロロフェニル) -1- (4-クロロフェニル) エタノール及びペルフルオロオクタン酸又はその塩を第一種特定化学物質に指定する。また、これに伴い、ペルフルオロオクタン酸又はその塩が使用されている13製品を輸入禁止製品に追加するとともに、既に在庫等の形態で製品として存在しているペルフルオロオクタン酸又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に基準適合義務・表示義務を課す。

費用要素	算定方法
取扱上の技術基準に従う義務及び環境汚染を防止する措置等に関する表示を履行するコスト	約986万円 (= 340万L/1,000L×1人×1時間×2,900円) <ul style="list-style-type: none"> ・ペルフルオロオクタン酸又はその塩の在庫量：340万L ※ ペルフルオロオクタン酸と同様に泡消火薬剤等に使用されているペルフルオロオクタン酸スルホン酸 (PFOS) の2020年時点の在庫量と同程度である約340万Lと仮定 ・1箇所当たりの在庫量：約1,000Lと仮定 ・1事業者当たりの在庫量約1,000Lの管理に係る人員：1人と仮定 ※ 当局の補足照会結果による。 ・1事業者当たりの在庫量約1,000Lの管理に係る時間：1時間と仮定 ※ 当局の補足照会結果による。 ・基準適合義務・表示義務を課される製品を使用する事業者に発生する追加的コスト：1事業者当たり2,900円と仮定

- ⑨ 農林水産省：農水産業協同組合貯金保険機構による報告の請求等 (拡充)
 (農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案)

○ 規制の概要

- ・ 貯金保険機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができることとし、
- ・ 当該報告又は資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならないこととする。
 (既に資料の提出を求めることは可能となっており、新たに、業務又は財産の状況に関する報告を求めることを可能とするもの)

費用要素	算定方法
貯金保険機構から求められた報告に対応するための費用 (農水産業協同組合)	13万円/年 ÷ 1件/年 × 5人日/件 × 2万6,000円/人日※ ※ 厚生労働省「令和元年度毎日勤労統計」、「産業別月間現金給与総額」、「金融業・保険業」を21日で除して算出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯金保険機構が農林中央金庫に対し、今後の取引や財務状況の見込み等の貯金保険機構の業務に必要な情報について、年間1件の報告を求め、農林中央金庫において、当該報告書の作成等に係る事務作業が5人日発生すると仮定

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

⑩ 国土交通省：船舶管理業の法定化（第2条等）（新設） （海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

船舶管理業務を行う場合は国土交通大臣の登録を受けなければならないこととし、輸送の安全の確保に関する命令や事業停止等の処分ができるようにする。

費用要素	算定方法
① 船舶の管理をする事業に係る内航海運業の登録・届出に係る申請書類作成等	① 単価：1,259円/件=2,517円/時×30分 ・書類作成に必要な時間を30分として試算（申請書類の記入項目が少ないため） ・平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模30人以上）=届出者の時給 4,364,000円÷1,734時間=2,516.72≒2,517円 （平均給与額（年間）については、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和元年）、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（令和元年）による。）
② 登録免許税	② 9万円（新規の登録の際）

⑪ 環境省：栄養塩類管理制度の導入（緩和） （瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

ア 特定施設の構造等の変更の許可に当たり、事前評価等の手続を緩和する特例を設ける。
 イ 栄養塩類管理計画に記載した工場又は事業場について、水質汚濁防止法に基づく規制の適用を除外しない場合、十分な栄養塩類の供給が行われず、同計画において意図した効果が十分実現されないおそれがあることから、同計画において栄養塩類増加措置の実施場所として定められた工場又は事業場に対する水質汚濁防止法に基づく総量規制の特例を設ける。

費用要素	算定方法
特定施設の構造等の変更に係る申請	単価の一部：約1～2か月に短縮 ・特例により、通常4～5か月を要する事前評価等の手続（1か月の縦覧の期間を含む。）がなくなるため、特定施設の構造等の変更について、約1～2か月に短縮され、迅速化が図られる。 対象数：特定施設を設置する工場又は事業者数3,169（令和2年3月時点） 特定施設の構造等の変更に係る申請数402件（令和元年度）

【事前評価】行政費用が金銭価値化・定量化されている事例

⑫ 消費者庁：特定商取引分野及び預託等取引分野における規制強化（新設・拡充）
 （消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要	
① 特定商品制を廃止し、法律上、原則として全ての物品を規制の対象とする。	
② 内閣総理大臣の確認を受けた場合を除き、法律上、販売預託に係る契約の勧誘等及び締結を原則として禁止する。	
③ 消費者保護の観点等から、預託等取引に係る法律上の各種規定を整備する。	
費用要素	算定方法
事業者からの問合せや事業者への監視強化のために対応する人員	単価：1,248,609円（月額）＝416,203円×3名 ・ 国家公務員の平均給与月額：416,203円 ※ 人事院公表資料令和2年国家公務員給与等実態調査（調査結果の概要）による。 ・ 預託法関連の業務に従事する職員数の見込み：3名

⑬ 農林水産省：（1）国内における違法漁獲物の流通防止のための規制（新設）
 （2）IUU（違法・無報告・無規制）漁業による漁獲物の流入防止のための輸入に係る規制（新設）
 （特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案）

○ 規制の概要	
(1) 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制として、以下の措置を設ける。	
ア 漁業者等の届出 特定第一種水産動植物（国内における違法及び過剰に採捕されるおそれの大きい魚種）の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（届出採捕者）は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。	
(略)	
エ 輸出の規制 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。	
オ 農林水産大臣は特定第一種水産動植物等取扱事業者が上記イ又はウに違反していると認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令をすることができることとする。	
(2) IUU漁獲物の流入防止のための輸入規制として以下の措置を設ける。 特定第二種水産動植物（国際的にIUU漁業のおそれの大きい魚種）等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。	
なお、立入検査として、農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者等に対し、上記（1）アからエ及び（2）の実施状況に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所等に立ち入り、業務の状況、特定水産動植物等、帳簿、書類等を検査等させることができることとする。	
費用要素	算定方法
特定第一種水産動植物採捕者等に係る届出の受理、届出番号の通知、適法漁獲等証明書の発行、勧告及び命令、立入検査等の業務	7億1,420万円＝1億4,284万円/年×5年 ・ 本省7名、地方機関25名体制で実施することを想定 ・ 本省職員の1人当たり人件費は年487万円、地方機関職員の1人当たり人件費は年435万円 ・ 1年当たり1億4,284万円＝487万円×7名＋435万円×25名 ・ 当該規制は施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年

【事前評価】行政費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

⑭ 経済産業省：国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等(緩和)
(外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案)

○ 規制の概要

冷媒用を使用することができる液体等のうち、冷媒用に使用可能であるという設計意図を持った貨物のみを規制する趣旨とするよう、政令において「冷媒用の液体」という規定とする。

費用要素	算定方法
説明会を通じた企業等への周知等に係る費用	約1万1,700円＝約2,600円×1人×90分/60分×3回 ・ 職員の時給：約2,600円 ※ 地方交付税関係参考資料(平成31年度)の2職員給与費単価(一般職員分)の道府県職員Bの単価537万6,980円を60分×8時間×5日×52週で除して算出 ・ 説明会業務を行う職員：1人 ・ 説明会業務に要する時間：90分 ・ 説明会の開催回数：3回

⑮ 環境省：認定地域脱炭素化促進事業者に対する報告徴収(新設)
(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案)

○ 規制の概要

地方公共団体実行計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化施設の整備、地域の脱炭素化の取組並びに地域の環境の保全及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について報告を求めることができるとし、認定地域脱炭素化促進事業者が報告拒否や虚偽報告をした場合には罰則を課すこととする。

費用要素	算定方法
事業の実施状況に係る報告徴収に関する法律に基づく指示等に係る事務費用	単価：2万800円(約2,600円×1人×8時間) ・ 報告徴収に関する法律に基づく指示等(報告命令書の作成のための事務費用や人件費等、市町村内の決裁手続・認定地域脱炭素化促進事業者への郵送費用等)に係る事務1件当たり、1人で8時間を要すると仮定する。 ※ 約2,600円＝(地方交付税関係参考資料(令和2年度)の2職員給与費単価(一般職員分)の道府県分の職員Bの単価)538万5,260円÷(8時間×5日×52週)

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例

- ⑯ 消費者庁：特定商取引分野及び預託等取引分野における規制強化（新設・拡充）
 （消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案）

- 規制の概要
- ① 特定商品品目を廃止し、法律上、原則として全ての物品を規制の対象とする。
 - ② 内閣総理大臣の確認を受けた場合を除き、法律上、販売預託に係る契約の勧誘等及び締結を原則として禁止する。
 - ③ 消費者保護の観点等から、預託等取引に係る法律上の各種規定を整備する。

効果要素	算定方法
大規模な消費者被害の防止	具体的な過去の被害額の例としては、安愚楽牧場事件が被害総額約4,200億円、ジャパンライフ事件が被害総額約2,000億円（内閣府消費者委員会公表資料から引用）に及んでいる。そのため、販売預託の原則禁止を始めとした対策を講ずることによって、大規模な消費者被害の防止に資することが見込まれる。

- ⑰ 農林水産省：（1）国内における違法漁獲物の流通防止のための規制（新設）
 （2）IUU（違法・無報告・無規制）漁業による漁獲物の流入防止のための輸入に係る規制（新設）
 （特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案）

- 規制の概要
- (1) 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制として、以下の措置を設ける。
- ア 漁業者等の届出
 特定第一種水産動植物（国内における違法及び過剰に採捕されるおそれの大きい魚種）の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（届出採捕者）は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号（以下「漁獲番号等」という。）を伝達の上、譲渡しを行うこととする。
 - イ 情報の伝達
 届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等（特定第一種水産動植物等取扱事業者）は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。
 - ウ 取引記録の作成・保存
 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする（取扱事業者もアと同様に届出を行う。）。
 - エ 輸出の規制
 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。等
- (2) IUU漁獲物の流入防止のための輸入規制として以下の措置を設ける。
- 特定第二種水産動植物（国際的にIUU漁業のおそれの大きい魚種）等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。

効果要素	算定方法
密漁件数	本規制を導入することにより、特定水産動植物の違法漁獲物の市場への流入が防止され、 長期的には密漁件数を半減させる 効果が期待できる。

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

- ⑱ 農林水産省：転貸融資方式による貸付けを可能とすることに伴う貸付資格認定の義務付け（拡充）
 （地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案のうち沿岸漁業改善資金助成法関係）

○ 規制の概要

都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、以下の措置を講ずる。

- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者について、
- ア 経営等改善資金の貸付けについては、経営等改善措置
 - ※ 沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）、又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことをいう。
 - イ 生活改善資金の貸付けについては、生活改善措置
 - ※ 沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入を行うことをいう。
 - ウ 青年漁業者等養成確保資金の貸付けについては、青年漁業者等養成確保措置
 - ※ 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、若しくは近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することその他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することをいう。
- に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出し、当該貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けなければならないこととする（沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項）。
- (2) (略)

効果要素	算定方法
沿岸漁業改善資金の貸付け	6億3,000万円程度（転貸融資方式の導入による沿岸漁業改善資金の貸付限度額（令和8年）） <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳 <ul style="list-style-type: none"> 経営等改善資金の貸付限度額：3億5,000万円（限度額2,500万円/件×14件） 青年漁業者等養成確保資金の貸付限度額：2億8,000万円（限度額2,000万円/件×14件） ※ 水産庁増殖推進部研究指導課による推計値 ・ 転貸融資方式の導入により、導入しない場合に比べ、増加すると見込まれる沿岸漁業改善資金の貸付件数：28件程度（令和8年） ※ 水産庁増殖推進部研究指導課による推計値 </div>

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

- ①⑨ 国土交通省：農地の保全に係る地区計画の区域内において届出・勧告の対象となる行為について（都市計画法施行令第38条の4）（拡充）
 （都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称））

○ 規制の概要

改正法において、地区整備計画の記載事項に「現に存する農地で農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものにおける土地の形質の変更その他の行為の制限に関する事項」の規定を追加し、当該事項が定められている地区計画の区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為について、届出・勧告の対象とすること等について定められたが、本政令案において、当該事項が定められている地区計画の区域内において届出・勧告の対象となる行為として、土石等の堆積を定めることとする。

効果要素	算定方法
移動時間の削減による便益	1日当たりが発生する便益：5万円＝50人×1時間×1,000円/時間 ・ 市民農園を活用する住宅エリアの、1日当たりの住民の数：50人 ・ 短縮される移動時間：1時間 ・ 最低賃金：1,000円/時間 ※ 地区整備計画がどのような区域でどのような範囲に定められるかなど、市町村の判断によるため、一律の定量的な把握は困難であるが、例えば、地域住民の暮らしにゆとりをもたらす施設である市民農園について、本規制による予防措置がないため市民農園を有する宅地内農地が農地として保全されず当該地区内における宅地内農地が全て消滅した結果、やむを得ず20km離れた市民農園に向かうこととし移動に1時間かかる場合と、本規制による予防措置により、宅地内農地が農地として保全され、都市の住宅エリア内に設ける市民農園を農地内に確保できる場合を比較すると、こうした移動時間が不要になると仮定し、短縮された移動時間を全て労働時間に充てるものとして試算

- ②⑩ 国土交通省：居住環境向上用途誘導地区内の建築物等の北側の隣地等との関係についての高さ制限の適用における、屋上の小規模な突出物の建築物の高さへの算入（建築基準法施行令第2条第1項第6号口関係）（拡充）
 （都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称））

○ 規制の概要

居住環境向上用途誘導地区における建築物等の北側の日照確保を主な目的とする高さ制限の規定に係る建築物の高さの算定に当たっては、屋上の小規模な突出物を建築物の高さに算入することとする。

効果要素	算定方法
建築物等の日照の確保	1年当たりの削減費用：1万6,418円＝（4万8,000円÷6年）＋（46円×183回） ・ 衣類乾燥機の購入費用：4万8,000円 ・ 衣類乾燥機の耐用年数：6年 ※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号別表第一） ・ 衣類乾燥機1回の使用における電気代：46円 ・ 年間の外干し回数：183回 ※ 建築物の外壁の調湿や敷地内の植栽の健全な生育、居住者の心身の健康など、日照が遮られると得られない様々な効用が期待できる場所、一例として、南側に建築物が立つことによって日照が阻害される住宅について、洗濯物が日光のみでは十分に乾かないため衣類乾燥機を使用する必要がある場合、本規制拡充措置により、衣類乾燥機の使用に伴う費用が不要となる効果を推計

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例 (緩和により削減される費用を便益として推計)

② 農林水産省：計画の認定を受けた畜舎等に係る基準等の適合義務（緩和） (畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案)

○ 規制の概要

(1) 建築基準法の適用除外及び構造等の基準の緩和

本制度の技術基準（畜舎等の構造等に関する基準であって、建築基準法より緩和された基準）及び利用基準（畜舎等の利用の方法に関する基準）に適合する畜舎等の建築を行い、利用しようとする者は、畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）を作成して都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

認定を受けた畜舎等は建築基準法の適用が除外され、代わりに、本制度による緩和された構造等の基準（技術基準）及び利用基準が適用されるものとする。

(2) 技術基準の審査手続の簡素化

畜舎等の建築面積が一定の規模以下である場合には、畜舎建築利用計画の認定の際に必要な技術基準の審査を不要とし、審査を不要とする上限面積については、建築基準法で建築確認が不要となる上限面積よりも大幅に引き上げることとする。

効果要素	算定方法
① 建築材料費及び工賃の削減	① 単価：例えば本制度において認められる海外部材を使用した畜舎1棟（1,350㎡）の建築では、5,700万円ほど必要である建築コストが約4,500万円に抑えられるなど、費用を大きく削減することが可能となる。 ※ 農林水産省調べ
② 建築確認申請等及び確認期間の削減	② 単価：例えば一定面積以下の畜舎等については、建築基準法において必要であった建築確認申請等1件に係る費用（55万円程度）の一部が不要となり、さらに、確認期間（35日）が短縮されることから、早期に畜舎等を利用し収入を確保することが可能となる。 ※ 農林水産省調べ

② 国土交通省：既存不適格のまま大規模の修繕又は大規模の模様替を行うことを許容する建築物における居住環境向上用途誘導地区の建築物の建蔽率、壁面の位置、高さの制限の適用を受けない既存不適格建築物の追加（建築基準法施行令第137条の12第2項関係）（緩和） (都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）)

○ 規制の概要

建蔽率制限等に適合しないまま大規模の修繕又は大規模の模様替を行うことを許容する既存不適格建築物に、居住環境向上用途誘導地区における建蔽率制限等の適用を受けない既存不適格建築物を追加する。

効果要素	算定方法
減築のための工事費用の削減	$217万480円（税抜） = (4,400円 \times 100m^2 + 6,500円 \times 100m^2 + 1,610円 \times 360m^2) \times 1.3$ <ul style="list-style-type: none"> ○ 直接工事費（参考：「建築施工単価（2019年10月）」） <ul style="list-style-type: none"> ・木造建物解体費（上屋解体）：4,400円/㎡ ・屋根新設工事費（平形スレート屋根）：6,500円/㎡ ・外部足場工事費（建地幅600mm・存置3月）：1,610円/㎡ ※外周40m×高さ9m=360㎡ ○ 共通費（管理費等）：直接工事費の30% <p>※ 個別のケースによって工事費が異なるため、一律の定量的な把握は困難であるが、例えば、居住環境向上用途誘導地区の建築物の高さ制限に適合していない木造3階建ての建築物の大規模の修繕を行う際に、本地区の高さ制限に適合させるために床面積が100㎡ある3階部分を減築する場合には、減築のための工事費用として約217万円要すると仮定すると、本規制緩和措置が講じられることにより、当該費用が不要となる効果が発生すると仮定して試算</p>

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例

(緩和により削減される費用を便益として推計)(続き)

- ⑳ 国土交通省：異常気象等時の電波標識の設備変更に関する特例制度の創設（航路標識法第13条関係）（緩和）
（海上交通安全法等の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

異常気象等が発生した場合に、一定の海域においてAIS信号所を設置する者は、海上保安庁長官への事後届出により、当該AIS信号所の設備を変更することができることとする。

効果要素	算定方法
許可から届出に変更になることに伴い削減される手続費用	単価：6,292円/件＝7,551円－1,259円 <ul style="list-style-type: none">届出申請手続に係る費用：1,259円許可申請手続に係る費用：7,551円＝2,517円×3時間×1人担当者の時給：2,517円÷4,364,000円（平均給与額（年間））÷1,734時間（年間総労働時間（事業所規模30人以上））許可申請手続に要する時間：3時間申請手続に係る担当者の人数：1人

【事前評価】事後評価の指標が具体的に設定されている事例

- ⑳ 国土交通省：利便増進誘導区域内に設けられる歩行者利便増進施設等の占用の場所に関する基準の緩和（道路法施行令第10条関係）（緩和）
（道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案）

○ 規制の概要

一般工作物等を歩道上に設ける場合には占用の場所を歩道内の車道に近接する部分に限定しているところ、一般工作物等に該当する歩行者利便増進施設等を、利便増進誘導区域（改正道路法第33条第2項第3号）内の歩道上に設ける場合には、歩道内の車道に近接する部分に限ることなく、歩道上の部分全てにおいて設けることを可能とする規定を追加する。

なお、利便増進誘導区域を含む歩行者利便増進道路は、道路管理者による指定の目的として「歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資する」ことを規定している。よって、当該区域の指定に当たっても、当該道路管理者により歩行者の安全かつ円滑な通行の確保が考慮されることとなり、歩行者利便増進施設等の設置の誘導に際しても、道路の構造や交通の安全に支障を来すことがなきよう配慮がなされることとなる。

事後評価の指標

歩行者利便増進道路の累計指定区間は、2025年度末までにおおむね50区間となることを想定している。また、事後評価に向け、歩行者利便増進道路の指定区間数を把握することとする。

- ㉑ 環境省：認定地域脱炭素化促進事業者に対する報告徴収（新設）
（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

地方公共団体実行計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化施設の整備、地域の脱炭素化の取組並びに地域の環境の保全及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について報告を求めることができるとし、認定地域脱炭素化促進事業者が報告拒否や虚偽報告をした場合には罰則を課すこととする。

事後評価の指標

- ・ 遵守費用：年間認定事業者数、1認定事業者当たりの認定のための申請手続や報告徴収について要した事務手続費用（認定事業者からのヒアリングにより把握）
- ・ 行政費用：認定事業者に対する市町村の報告徴収の件数
- ・ 効果（便益）：1 認定事業者当たりの削減された各種許可申請等に係る事務手続費用（認定事業者からのヒアリングにより把握）、認定事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行った事業による再生可能エネルギー設備の導入量及びCO2削減量

【事後評価】 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

②⑥ 金融庁：金融商品取引所の業務の追加（拡充） （金融商品取引法第87条の2）

○ 規制の概要

金融商品取引所の認可業務に、金融商品の取引（取引所金融送品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務を追加する。

費用要素	算定方法
識別子の符番業務を健全かつ適切に行うための体制の整備に係る費用	金融商品取引所において、2019年3月末までに、 約2億2,300万円のシステム開発・運用費用及び人件費 が発生

②⑦ 国土交通省：横浜川崎区における横浜港部分の強制水先対象船舶の緩和（第35条第1項及び第2項並びに同法施行令第4条及び第5条関係）（緩和） （水先法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第66号））

○ 規制の概要

横浜川崎区における横浜港部分の強制水先対象船舶を、危険物積載船を除き、現行の3千トン以上から1万トン以上とする。

費用要素	算定方法
水先料	<p>年間約317,911千円の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間約347,491千円（平成25年の緩和対象区域における緩和対象船舶の水先料実績） ※ 水先実績は6,168隻 ・ 年間約29,580千円（令和元年度の水先料実績） ※ 水先実績は529隻 <p>【費用推計との比較】 費用推計時は平成25年の水先実績より、年間約3.5億円の水先費用削減を見込んでいたところ、令和元年においては想定から年間約3.2億円の遵守費用が削減されたと見込まれる。一部船舶においては、荒天時の安全配慮等により引き続き水先要請を行っている想定されるものの、規制緩和による遵守費用削減効果は着実に現れており、今後も継続的に遵守費用が削減される。</p>

【事後評価】 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

(続き)

- ⑳ 国土交通省：構造計算適合性判定制度の見直し（第5条の4、第5条の5、第6条から第6条の3まで、第18条、第18条の2、第77条の17の2、第77条の35の2から第77条の35の21まで、第77条の66）（新設・緩和）
 （建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号））

○ 規制の概要

- ① 十分な能力を有する者が、構造計算適合性判定の対象となっている構造計算のうち、比較的簡易なものを行う建築物の確認審査（ルート2主事審査）を行う場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。
- ② 構造計算適合性判定員は、国土交通大臣又はその指定する機関が実施する検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者から選任することとし、欠格者については登録を削除できること等とする。等

費用要素	算定方法
① 「ルート2主事審査の申請に要する費用」と「本規制緩和により不要になった構造計算適合性判定の申請に要する費用」及び「従来の建築確認の申請に要する費用」の差額	① 約5億8,740万円（令和2年3月末までの5年間）＝2万2,000円×5,340件×5年 ・申請1件当たりの差額：約2万2,000円 ※ 152,000円（業界最大手機関における通常の確認審査に係る手数料）＋156,000円（業界最大手機関における構造計算適合性判定に係る手数料）－286,000円（業界最大手機関におけるルート2主事審査に係る手数料） なお、各審査等の手数料については、建築物等の規模、建設地等に応じ、各指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関等が定める手数料規程等によって異なるため、当該建築物が床面積500㎡超1,000㎡以下の建築物（ルート2主事審査を受ける建築物の大部分が当該規模の建築物）であると仮定した上で、各審査等の最大手機関の手数を基に推計 ・ルート2主事審査の件数：年間約5,340件 ※ 約445件（1か月当たりの件数（平成30年12月調査分））×12か月
② 構造計算適合性判定員になろうとする者において検定の受検・登録に要する費用	② 8,527万円＝3万4,000円×（748＋592）人＋2万2,000円×1,805人 ・検定の受験に要する費用：1人当たり3万4,000円 ・登録に要する費用：1人当たり2万2,000円 ・平成27年構造計算適合判定資格者検定の受検申込者数：748人 ・平成30年構造計算適合判定資格者検定の受検申込者数：592人 ・令和2年3月31日時点での構造計算適合判定資格者登録者数：1,805人 ※ 検定は3年に1回実施

【事後評価】行政費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

- ② 農林水産省：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく地理的表示とGIマークの使用規制（新設）
 （特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）

○ 規制の概要

登録された特定農林水産物等の基準に適合しない農林水産物等（農林水産物の加工品を含む。）については、地理的表示を付することを禁止し、その違反に対する罰則等の措置を設ける。一方で、基準に適合する農林水産物等には地理的表示を付することができるとともに、当該農林水産物等又は包装等に登録標章（マーク）を付することができる。

費用要素	算定方法
① 農林水産大臣が地理的表示の登録を行うに際し要する費用	① 約210万円＝41万7,394円×5人 ・ 国家公務員の平均給与月額：41万7,394円 ・ 現在、審査業務を行っている本省の職員の人数：5人
② 地理的表示の不正使用に対する費用	② 約500万円＝41万7,394円×12人 ・ 国家公務員の平均給与月額：41万7,394円 ・ 現在、監視・監督業務を行っている本省及び地方農政局の職員の人数：12人

【事後評価】効果が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

③ 金融庁：大量保有報告制度の見直し（緩和） （金融商品取引法）

○ 規制の概要

- ① 大量保有報告制度における「株券等保有割合」の算出の分子（「保有株券等の数」）から、自己株式を除外する。
- ② 短期大量譲渡報告の記載事項である「相手方に関する事項」から、「僅少な株券等の譲渡先」に関する事項を除外する。
- ③ 大量保有報告制度における同時提出義務を廃止する。
- ④ EDINETを通じて大量保有報告書等の提出の手続を行った場合には、当該書類の写しを発行者に送付することを要しない旨の規定を設ける。

効果要素	算定方法
① 大量保有報告書等の提出に要する費用の減少	<p>① 約897万円＝約3万9,000円×約230件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量保有報告書等1通を作成し提出するのに必要な費用：平均約3万9,000円 ※ 提出件数が多い複数の金融機関に対して金融庁が行ったヒアリング結果 ・提出が不要となった大量保有報告書等：約230件（1万件×0.023） ※ 平成26年の1年間に提出された大量保有報告書等について調査したところ、規制緩和があれば提出を要しなかった大量保有報告書等は同提出件数の約2.3% ※ このため、平成28年から令和元年までの、本件規制緩和がなかったと推定した場合の大量保有報告書等の年間提出件数の平均である約1万件の約2.3%（約230件）について提出が不要となったものと推計
② 変更報告書の提出に要する費用の減少	<p>② 約49万5,000円＝約1万5,000円×約33件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「僅少な株式の譲渡先」に関する事項を記載することによる変更報告書の提出に要する費用：平均約1万5,000円 ※ 提出件数が多い複数の金融機関に対して金融庁が行ったヒアリング結果 ・記載事項が減少した変更報告書（短期大量譲渡）：約33件（250件×0.133） ※ 平成26年の1年間に提出された変更報告書（短期大量譲渡）のうち、無作為に5分の1を抽出して調査したところ、規制緩和があれば、「僅少な株式の譲渡先」の記載を要しなかった変更報告書の件数は、変更報告書（短期大量譲渡）のうち約13.3% ※ このため、平成28年から令和元年までの変更報告書（短期大量譲渡）の年間提出件数の平均である約250件の約13.3%（約33件）の記載事項が減少したと考えられるものと推計
③ 同時提出義務に対応するために要する費用の減少	<p>③ 約142万3,700円＝約2,300円×約619件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時提出義務に対応するために必要な人件費：平均約2,300円 ※ 提出件数が多い複数の金融機関に対して金融庁が行ったヒアリング結果から一定の条件の下で同庁が推計 ・提出が不要となった大量保有報告書：約619件（4,100件×0.151） ※ 令和元年に提出された変更報告書（特例報告を除く。）について調査したところ、大量保有報告書等と同時の提出が不要となった変更報告書は、変更報告書のうち約15.1% ※ このため、平成28年から令和元年までの年間提出件数の平均である約4,100件の約15.1%（約619件）について、大量保有報告書等と同時の提出が不要となったものと推計
④ 大量保有報告書等の写しの送付に要する費用の減少	<p>④ 約2,744万円＝約2,800円×約9,800件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量保有報告書等の写しを作成し、発行者に送付する費用（所与の人件費等を含む。）：平均約2,800円 ※ 提出件数が多い複数の金融機関に対して金融庁が行ったヒアリング結果 ・提出が不要となった大量保有報告書等：約9,800件 ※ 令和元年に提出された大量保有報告書等について調査したところ、発行者に対して写しを送付しなかった大量保有報告書等の件数はその全件 ※ このため、平成28年から令和元年までの、大量保有報告書等の年間提出件数の平均である約9,800件について提出が不要となったものと推計

【事後評価】効果が実績値により金銭価値化・定量化されている事例(続き)

③1 金融庁：新規上場に伴う負担の軽減（緩和） （金融商品取引法）

○ 規制の概要

新規上場の際、取引所が厳格な上場審査を行っていることなどから、新規上場後一定期間（3年間）に限って、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択できるようにする。ただし、新規上場企業であっても、特に企業規模が大きく、社会・経済的影響の大きな企業については、対象外とする。

効果要素	算定方法
内部統制報告書に対する公認会計士監査に係る費用が削減されたことによる、新規上場に伴う負担の軽減	<p>約3億円＝（監査初年度の監査報酬額の合計値）－（内部統制監査免除を選択した年の平均監査報酬額の合計値）</p> <p>※ 規制緩和により、監査免除を選択した新規上場会社の負担軽減の程度を把握するために、平成27年6月から12月に新規上場した会社のうち、内部統制監査免除を選択した52社について、有価証券報告書を基に、内部統制監査免除を選択した年（平成27年以降）の監査報酬額と、内部統制監査を開始した初年度の監査報酬額を比較</p>

③2 国土交通省：無人航空機を飛行させるにあたって国土交通大臣の許可を必要とする空域及び無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法等を定める（航空法第2条第22項、第132条、第132条の2、第157条の4）（新設） （航空法の一部を改正する法律）

○ 規制の概要

- 無人航空機を飛行させるに当たって、国土交通大臣の許可を必要とする空域※を定める。
 - ※ア 空港周辺や一定の高度以上の空域など無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
 - イ ア以外の空域であって、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空
- 無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法※を定める。
 - ※ア 日中において飛行させること
 - イ 周囲の状況を目視により常時監視すること
 - ウ 人又は物件との間に距離を保って飛行させること 等

効果要素	算定方法
許可申請件数に対する事故報告件数の割合	<p>許可申請件数に対する事故報告件数の割合は、平成28年度と比較して令和元年度は約6割減少</p> <p>・ 無人航空機の飛行に係る許可申請件数：約3.5倍に増加</p> <p>・ 無人航空機の事故報告件数：約1.5倍の増加</p> <p>※ いずれも令和元年度（平成28年度との比較）</p>

【事後評価】「副次的な影響及び波及的な影響」が具体的に把握・検証されている事例

③ 金融庁：新規上場に伴う負担の軽減（緩和） （金融商品取引法）

○ 規制の概要

新規上場の際、取引所が厳格な上場審査を行っていることなどから、新規上場後一定期間（3年間）に限って、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択できるようにする。ただし、新規上場企業であっても、特に企業規模が大きく、社会・経済的影響の大きな企業については、対象外とする。

「副次的な影響及び波及的な影響」の把握・検証

当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響として、内部統制における開示すべき重要な不備や訂正内部統制報告書の提出が増加することが考えられる。

この点、令和元年（平成31年）に提出された内部統制報告書（令和2年5月25日までに提出された訂正内部統制報告書を含む。）を基に、本規制緩和により内部統制報告書提出時に内部統制監査免除を選択した企業（以下「監査免除企業」という。）239社とそれ以外の企業（以下「監査企業」という。）3,512社について、内部統制における重要な不備があると開示した企業の割合及び訂正内部統制報告書の提出割合を分析した。

その結果、内部統制における重要な不備があると開示した企業の割合については、監査免除企業は2.1%（5社）、監査企業は1.7%（59社）であった。また、令和元年（平成31年）に提出された内部統制報告書を訂正した割合については、監査免除企業は0.8%（2社）、監査企業は0.6%（20社）であった。

以上のことから、内部統制監査の有無により、内部統制における重要な不備及び訂正内部統制報告書を提出する割合に有意な差異は無く、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

【事後評価】事前の予測及び事後の実績を比較して、かい離の理由も含めて効果を検証している事例

③4 農林水産省：林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例（緩和） （森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法）

○ 規制の概要

(1) 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例

特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について都道府県知事の認定を受けたときは、林業種苗法第10条第1項の規定に基づく生産事業者の都道府県知事による登録を受け、又は同法第13条第1項及び同条3項の規定に基づく変更の届出をしたものとみなす。この際、登録に必要な講習会の受講は免除されることとなる。

(2) 森林法に基づく伐採の届出の特例

地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採し、その跡地に特定母樹を植栽する内容を含む特定増殖事業計画の認定を受けた場合について、当該計画に従って行う伐採については、森林法第10条の8第1項の規定に基づく市町村の長への伐採の届出を不要とする。

効果要素	算定方法								
登録や届出に係る 手続費用 の削減	【特例の適用件数（実績）】 （単位：件）								
		平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	合計
	林業種苗法に基づく生産事業登録の特例 ※ (1) ア及びイ	0	1	0	17	0	1	0	19
	林業種苗法に基づく変更届の特例 ※ (1) ウ	0	0	2	0	1	1	0	4
	森林法に基づく伐採届の特例 ※ (2)	0	0	0	0	0	0	0	0

【効果予測】

事前評価時点においては、林業種苗法に基づく生産事業者の登録及び変更の特例について、以下のケースを想定していた。

〔林業種苗法に基づく生産事業者の登録の特例〕 60件程度

(1) ア：これまで生産者（組合員等）が生産した苗木販売の取りまとめ等、林業種苗法における配布事業を行っていた生産事業者団体（事業協同組合）等が当該事業により自ら母樹の増殖を行い、生産される種子や穂木を組合員に販売（提供）するケース
・・・43件（山林種苗協同組合が存在する43都道府県で実施されると仮定）

(1) イ：林業種苗法における毎年の生産事業者の新規登録数が全国で43件（平成20～22年度の平均）であり、そのうちの1割が特定増殖事業を実施しようとするものと仮定する。さらに、特定増殖事業は最終的に植栽・育成に至るまでに複数年を要することから、本法案の措置期間8年間のうち前半の4年間に於いて該当があるものとしたケース
・・・17件（4.3件/年間×4年間）

〔林業種苗法に基づく生産事業者の変更の特例〕 8件

(1) ウ：生産事業者が特定増殖事業を実施するに当たって登録内容の変更が生じるケース

・・・8件（ごくまれであると考えられるため、毎年1件と仮定）

※ 森林法に基づく伐採届に関する特例においては、事前評価時点で件数を想定していない。

【効果予測との比較】

生産事業登録の特例((1) ア及びイ)については、特定増殖事業を実施した事業者52者のうち33者は既に林業種苗法に基づく生産事業者として登録されていたことから特例の適用は19件にとどまった。

変更届の特例((1) ウ)については、既に林業種苗法に基づく生産者登録をしていた33者のうち、30者は変更を必要としなかったこと、変更を要した3者のうち1者が2回変更したことから適用の特例は4件にとどまった。